

特別管理産業廃棄物の処分に関する仕様書

1 業務の内容

彦根警察署から排出される廃液（廃棄物）を収集運搬し、処分する。

2 品名及び数量

別紙 1 のとおり

3 収集場所

滋賀県彦根市古沢町 660 番地 3 彦根警察署 倉庫 1 階

4 履行期限

収集期限：令和 8 年 1 月 15 日（木）まで

最終処分：令和 8 年 3 月 19 日（木）まで

※契約期間末日である上記までに処分を完了すること

5 契約書（案）

別紙 2 ～ 4 のとおり

6 法令順守等

(1) 産業廃棄物に係る業務については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に従い適切に行うとともに、同法令及び契約書に基づき委託契約を締結し、委託料には処分業者に支払う処理料金を含むものとする。

(2) 許可証の写しを提出すること。

7 報告等

委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、滋賀県警察本部会計課へ提出すること。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェスト B2、B4、B6 票または電子マニフェストの運搬終了報告で、処分業務についてはマニフェスト D 票または、電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

8 その他

(1) 搬入日については、事前に担当者と受注者で協議のうえ決定する。

(2) 見積書の提出に先立ち、廃棄物を確認したい場合は担当者に連絡のうえ、日程調整を行うこと。

(3) 上記仕様でない事案については、双方で協議すること。